

令和3年度養老町特産 ブランド認証品を募集します!

皆さま自慢の逸品を全国へ発信し、養老町を盛り上げましょう!

◆対象産品

養老町内の事業所(個人事業主を含む)で生産、製造される商品・製品または町内で収穫される農畜産物。

◆応募方法

実施要綱・申請書・各概要書は、町特産ブランド専用ホームページからダウンロードし、産業観光課へ提出してください。認定には審査があります。

↓特産ブランド専用HP QRコード↓



◆募集期限

2月21日(月)

問 産業観光課 ☎32-1108



養老町特産
ブランド
認証品



対象産品

養老町内の事業所(個人事業主を含む)で生産、製造される商品・製品または町内で収穫される農畜産物。

申請資格

- 養老町内に居住する個人事業者
- 養老町内に主たる事業所を有する法人又は団体(本社は開発機能を有する工場に限る)

申請方法

申請書等に必要事項をご記入の上、申請受付窓口まで提出して下さい。

※各種様式は、特産ブランド専用HPからダウンロードできます。
<http://www.yoro-brand.jp/>

※詳細は、下記問合せ先までご連絡下さい。

お問い合わせ・お申し込み先

養老町役場産業建設部産業観光課

認証基準

申請産品の「独自性(養老らしさ)」、「信頼性」、「優位性」、「市場性」、「将来性」、「波及効果(地域貢献)」を審査します。

上記6つの基準項目のうち、2つ以上に該当する商品または製品であることが要件です。

認証された商品・製品等は、以下のメリットがあります。

- ①認証品に養老町特産ブランド認証ロゴマークが使用できます。
- ②各物産展等の販売促進事業への参加ができます。
- ③「養老町特産ブランド」として、町ホームページやパンフレットを通じて、町内外へ認証品がPRされます。
- ④マスコミ等へ積極的な情報提供がされます。



TEL 0584-32-1108(直通) FAX 0584-32-2686
E-mail 09sangyo@town.yoro.gifu.jp

養老町テレワーク施設 YORO f f i c e に決定

養老町では、令和3年度内閣府地方創生テレワーク交付金事業として、町内の遊休施設「旧養老町地域福祉センター」(住所:養老町若宮353番地)を最先端のテレワーク・シェアオフィス・コワーキングスペース施設に改修し、令和4年度より運営を開始します。

令和3年11月より公募しておりました施設の名称は、

養老町テレワーク施設 YORO f f i c e に決定しました。

テレワーク・ワーケーションの受入環境整備を行うことにより、経済効果の拡大と短期および中期の滞在者、企業進出による移住者の増加を目的として取り組みます。

問 産業観光課 ☎32-1108

家畜や家きんを飼育している皆さまへ

法律により、毎年2月1日時点での家畜を飼育している状況(飼育者の氏名、住所、飼育場所、種類、頭数など)を県へ報告することが義務付けられています(ペットを含む)。

報告様式や詳細につきましては、岐阜県中央家畜保健衛生所ホームページに掲載しています。なお、ご不明な点がございましたら岐阜県中央家畜保健衛生所へお問い合わせください。

報告対象 家 畜:牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、イノシシ

家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 など

問 岐阜県中央家畜保健衛生所 防疫係 ☎058-201-0530